

# 衆議院国家安全保障に関する特別委員会ニュース

平成 25.11.12 第 185 回国会第 11 号

11 月 12 日（火）、第 11 回の委員会が開かれました。

## 1 特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出第 9 号）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外 2 名提出、衆法第 1 号）

- ・両案について、谷垣法務大臣、小野寺防衛大臣、森国務大臣、岡田内閣府副大臣及び政府参考人並びに提出者後藤祐一君（民主）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 寺 田 稔君（自民）

- ・特定秘密保護法案の成立により、特定秘密を提供した外部の契約業者からの情報漏えいを防ぐことが可能であるか、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・同法案第 18 条第 2 項で規定されている「優れた識見を有する者」により構成されるいわゆる「有識者会議」の構成委員には、行政経験者や学識経験者のみならず公益委員及びマスコミ関係者等も当然に含まれるという認識で正しいか、森国務大臣に伺いたい。
- ・適性評価に係る評価対象者に対する調査事項は同法案第 12 条第 2 項によって規定されている事項のみで足りると考えるか、政府の見解を伺いたい。

### 牧 島 かれん君（自民）

- ・安全保障会議設置法等の一部改正法案により創設される国家安全保障会議での審議を効果的に行うためには秘密保全に関する法整備が必要であると考えているが、森国務大臣の所見を伺いたい。
- ・インテリジェンス・サイクルを機能させることが同会議での政策決定において重要であると考えているが、特定秘密保護法案の成立が政府内のインテリジェンス・サイクルに与える影響について見解を伺いたい。
- ・特定秘密保護法案は主に公務員による特定秘密の漏えいの防止を目的としたものであるが、大臣等の政務三役に就く国会議員が特定秘密を漏えいした際の処罰について伺いたい。

### 浜 地 雅 一君（公明）

- ・平和運動を進める団体の代表が自衛隊の飛行訓練計画について明らかにするよう自衛隊の担当者に語気を強めて迫る行為が、特定秘密保護法案第 23 条第 1 項に規定する教唆に該当するか伺いたい。
- ・特定秘密が漏えいした事件において、特定秘密を取得し

たとされる被告からどんな情報を取得したか聞いた弁護人が本法律案の教唆の罪に該当するか、森国務大臣の見解を伺いたい。

- ・情報公開法等改正案第 9 条では、不開示決定したときは、判断した理由を「できる限り具体的に」記載しなければならないとしているが、具体的に記載すればするほど、個人のプライバシーなど秘匿したい情報を推察させることとなるが、記載の具体的なイメージについて伺いたい。

### 後 藤 祐 一君（民主）

- ・他国との情報共有の観点からは現行の情報保護制度で十分と考えるが、森国務大臣及び小野寺防衛大臣の見解を伺いたい。
- ・情報漏えいに対する罰則を強化するよりも、懲戒免職等の運用を厳格化するほうが漏えい抑止効果は高まると考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・政府は秘密保護の共通のルールを確立する必要があると説明しているにもかかわらず、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 29 年法律第 166 号）に規定する特別防衛秘密を本法律案に統一しない理由について、森国務大臣の見解を伺いたい。

### 山 田 宏君（維新）

- ・アルジェリアにおける邦人殺害事件が発生したときに、特定秘密保護法があったならば、どのような情報、事実が得られていたと考えられるか防衛大臣の見解を伺いたい。
- ・ボガチェンコフ事件後の情報漏えい防止策として、防衛省はいつ、いかなる対策を講じたのか。
- ・「情報保全システムに関する有識者会議」による報告書（平成 23 年 7 月）に基づき政府の対策が完成しているとの認識で良いか森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・特定秘密保護法案が電子的秘密の記録について、特定秘密の抹消、破壊、改ざんのような不正行為を罰則の対象

から外した理由について森国務大臣に伺いたい。

- ・特定秘密の指定及び運用のチェックのため、国会に常設の委員会を設置するなど独立した第三者機関が必要とする考えについて森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・同法案第10条第1項には、行政機関の長が一定の場合に限り、「特定秘密を提供することができる」と規定されているが、なぜ「特定秘密の提供をしなければならない」と規定しなかったのか政府の見解を伺いたい。

の施設は含まれるのか、政府の見解を伺いたい。

### **井出庸生君（みんな）**

- ・特定秘密保護法案成立後、警察として特定秘密の運用に関して慎重に行う方針を示す必要があるのではないかと考えるが警察庁長官の見解を伺いたい。
- ・同法案第21条第2項に規定される取材行為での報道機関への強制捜査の有無に関する政府の統一見解を伺いたい。
- ・刑事裁判における現行の立証方法は、秘密とされている文書については外形立証する慣習になっているとのことだが、同法案施行後の刑事裁判でも同慣習が前提となるという理解でよいか、森国務大臣の所見を伺いたい。

### **赤嶺政賢君（共産）**

- ・外務省が非公表としながら既に出版され公となっている「日米地位協定の考え方 増補版」は、特定秘密に指定されるものであるのか、外務省の見解を伺いたい。
- ・秘密指定とされていた「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料」は、国会図書館において閲覧されていたが、なぜ法務省は当該文書の全面的な閲覧制限を求め、その後利用制限の縮減を申し出たのか、また今後、特定秘密として指定されることとなるのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・各省庁で保有されてきた秘密は、特定秘密保護法案の成立後も引き続き秘密と維持されるのか、政府の見解を伺いたい。

### **玉城デニー君（生活）**

- ・特定秘密保護法案第3条の「公になっていないもの」の定義及び「我が国の安全保障に著しい支障」とはどのようなことを想定しているか。
- ・同法案別表の「防衛に関する事項」の中には、「その他」という表現が多く、これにより政府は際限なく特定秘密指定ができることになるとの考えに対し、政府の見解を伺いたい。
- ・偶然に知り得た電波情報等が特定秘密であることが認識できるような形になっているか、政府の見解を伺いたい。
- ・別表「防衛に関する事項」にある「防衛の用に供する施設」とは、どのような施設であるか、又この施設に米軍